

快適で潤いのあるまち並みを目指して



# 地区計画のしおり

## 村木沢地区 (あじさいタウン村木沢)

計画図



### 地区の区分

- |   |        |
|---|--------|
| ■ | 村木沢地区  |
| □ | 地区計画区域 |
| ■ | 低層住宅地区 |

### 地区整備計画

- ①建築物の用途制限
- ②工作物の用途制限
- ③容積率の最高限度
- ④建ぺい率の最高限度
- ⑤建築物の敷地面積の最低限度
- ⑥建築物の壁面の位置の制限
- ⑦建築物等の高さの最高限度
- ⑧建築物等の形態又は意匠の制限
- ⑨垣又は柵の構造の制限

みんなでまちづくりのルールを決める。それが地区計画制度です。

# 山形市村木沢地区 地区計画の内容

都市計画決定 平成14年7月31日 市告示第166号

区域内における建築物の制限に関する条例

(用途の制限・容積率の最高限度・建ぺい率の最高限度・敷地面積の最低限度  
・壁面の位置の制限・高さの最高限度)

平成14年9月施行



## 計画書

名 称	村木沢地区 地区計画	
位 置	山形市大字村木沢字館	
面 積	約2.2ha	
地区計画の目標	<p>本地区計画の目標は、山形駅より西へ約5.6kmに位置し、周辺には豊かな田園・里山が広がる自然環境に恵まれた地区である。また、国道458号、(都)東原村木沢線に近接し、半径600m内には村木沢小学校、第八中学校が位置するなど、利便性も高い。</p> <p>現在、これらの特性を活かし、集落のコミュニティー及び定住人口の確保を図るため、山形市の田園定住区構想に基づく団地造成が行われ、新しい低層戸建住宅地の形成が期待されている。</p> <p>そこで、閑静で緑豊かな環境を維持保全し、自然と調和のとれた定住環境の形成を図ることを地区計画の目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>①低層住宅地区（約2.2ha）</p> <p>周囲の自然環境との調和を図りつつ、良好な低層住宅地としての土地利用を行い、その維持保全に努める。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>①良好な低層住宅地としての環境を保全するため、建築物の用途及び建築物の壁面の位置を制限するとともに、建ぺい率（建築物の建築面積の敷地面積に対する割合）、容積率（建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合）、建築物の高さの最高限度を定める。</p> <p>②敷地細分化等による環境悪化を防止するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。</p> <p>③良好な街なみ景観形成及び緑化の推進のため、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又は柵の構造を制限する。</p>

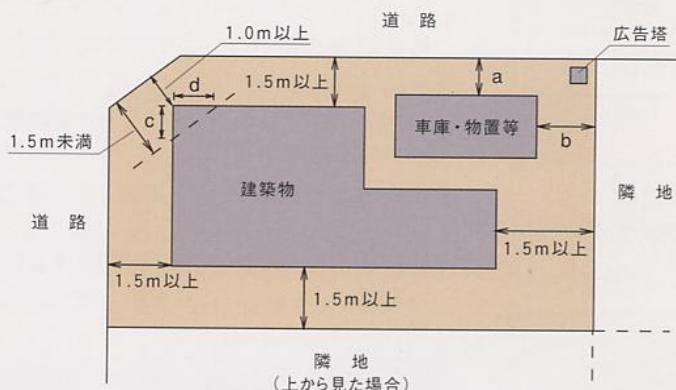
地区整備計画 建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	低層住宅地区
	区分の面積	約2.2ha	
	建築物等の用途制限	次に掲げる建築物（これに附属する建築物を含む）以外の建築物は建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 集会所 (3) 建築基準法施行令第130条の3に掲げるもの (4) 保育所 (5) 診療所 (6) 建築物附属自動車車庫で建築物の延べ面積の2分の1未満のもので1階以下のもの (7) 巡査派出所、公衆電話所、その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に掲げる公益上必要な建築物	
	工作物の用途制限	(建築できないもの) コイン洗車場	
	容積率の最高限度	10/10	
	建ぺい率の最高限度	5/10	
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は200m <sup>2</sup> 以上でなければならない。 ただし、巡査派出所、公衆電話所、その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に掲げる公益上必要な建築物については、この限りでない。	
	建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離を1.5m以上とする。ただし、次に掲げるものは、この限りではない。 ①軒高2.3m以下の車庫・物置等（道路境界線及び隣地境界線までの距離は、それぞれ1.0m以上、0.5m以上とすることができます。） ②道路の隅切り部分の建築物（道路境界線から1.5mに満たない外壁面の長さの合計が3.0m以下の場合、道路境界線までの距離は、1.0m以上とすることができます。）	
	建築物等の高さの最高限度	10m	
	建築物等の形態又は意匠の制限	(1) 建築物の屋根はできるだけ勾配屋根とする。ただし、附属建築物は、この限りではない。 (2) 建築物の屋根及び外壁の色は、低彩度の落ち着いた色を基調とする。ただし、簡易な附属建築物は、この限りではない。 (3) 地区内にある施設以外の施設のための広告塔、広告板及び案内板等（以下「広告物等」という）は設置することができない。ただし、公共的なものについては、この限りでない。 (4) ネオンサイン等の光を発する広告物等を設置することができない。 (5) 過度な盛土による都市環境の悪化を防止するため、建築物の地盤面は、敷地と接する前面道路の最低の高さから50cm以下とする。ただし、前面道路の傾斜角度が大きい等特別の事情がある場合の建築物の地盤面の高さは、前面道路等の最高の高さから15cm以下とする。	
	垣又は柵の構造の制限	(1) 垣又は柵の構造は、できるだけ生垣とし、フェンス、鉄柵等を設ける場合は透視可能なものとする。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。 ①道路境界から1.5m以上離れた部分 ②公共公益施設で安全上やむを得ないと認められるもの。 (2) 生垣の高さは前面道路から1.5m程度、フェンス・鉄柵等の高さは前面道路から1.5m以下とする。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。 ①道路境界から1.5m以上離れた部分。 ②公共公益施設で安全上やむを得ないと認められるもの。 (3) 土留、擁壁、フェンス・鉄柵等の基礎の高さは、敷地と接する前面道路の最低の高さから70cm以下とする。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。 ①前面道路の傾斜角度が大きい等特別の事情がある場合（前面道路等の最高の高さから35cm以下とすることができます。） ②公共公益施設で安全上やむを得ないと認められるもの。	

## 壁面の位置の制限（外壁から境界までの離れ）

●広告塔については、道路境界線及び隣地境界線からの離れの制限はありません。ただし、広告物等本体の高さが1.5m以下のもの又は前面を覆うような塀等にも当てはまるものについては事前にご相談ください。

●隅切り部分の建築物は道路境界線から1.5mに満たない壁面の長さの合計が3m以下の場合( $c+d \leq 3\text{m}$ )、建築物の離れは道路隅切り部分の境界線より1m以上とすることができます。

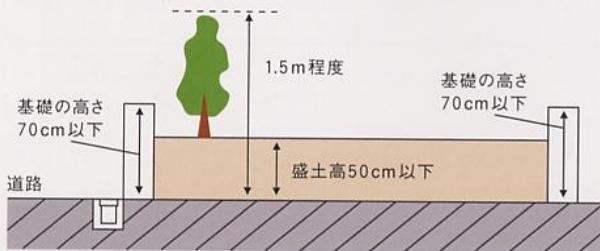
●車庫・物置等にはカーポート、簡易物置、自転車庫、大型冷暖房設備等が含まれます。



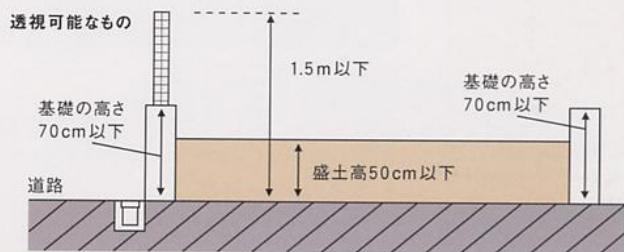
車庫・物置等	a (道路境界線まで)	b (隣地境界線まで)
軒高 2.3mを超えるもの	1.5m 以上	1.5m 以上
軒高 2.3m以下のもの	1.0m 以上	0.5m 以上

## 盛土高と垣又は柵の構造の制限

### ●生垣の場合



### ●フェンス・鉄柵等の場合



《門や塀についても制限がありますので、事前にご相談ください。》

## 建築物の色彩の制限

建築物の屋根や外壁の色には「低彩度の落ち着いた色彩を基調とする」という制限があります。

色彩の基準は、「マンセル標準色票」に基づいて確認を行います。

山形市では、YR、Rは彩度6以下、Yは彩度4以下、それ以外の彩度は2以下を望ましい彩度の範囲としています。

なお、印刷によって実際のマンセル色票と色が異なる場合がありますので確認してください。

